

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例

(目的)

第1条 この条例は、薬物の濫用防止に関する施策を推進するための基本的な事項を定めるとともに、必要な規制等を行い、もって薬物の濫用から県民の生命と安全を守り、及び県民が平穩に、かつ、安心して暮らすことができる健全な社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- (1) 大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻
- (2) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚せい剤及び同条第5項に規定する覚せい剤原料
- (3) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬、同条第4号に規定する麻薬原料植物及び同条第6号に規定する向精神薬
- (4) あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号に規定するけし、同条第2号に規定するあへん及び同条第3号に規定するけしから
- (5) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定するトルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物（以下「指定薬物」という。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（酒類及びたばこを除く。）

(県の責務)

第3条 県は、この条例の定めるところにより、薬物の濫用防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(県民の役割)

第4条 県民は、薬物の危険性に関する知識及び理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する薬物の濫用防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、県が実施する薬物の濫用防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その行う事業に関し、薬物に係る行為で法律又はこの条例の規定に違反するものを助長し、及び当該行為に利用されることがないように努めなければならない。

(不動産の譲渡等をしようとする者の役割)

第6条 県内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を医薬品医療機器等法、この条例その他の関係法令に違反する薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け又は使用（以下「薬物違法行為」という。）の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

- 2 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が薬物違法行為の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、当該不動産が薬物違法行為の用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨を定めるよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の役割)

第7条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し助言その他の措置を講ずるものとする。

2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が薬物違法行為の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

(貨物の運送業を営む者の役割)

第8条 貨物の運送業を営む者は、運送する貨物が薬物(その販売、授与、所持、購入又は譲受けが医薬品医療機器等法、この条例その他の関係法令に違反するものである場合の当該薬物に限る。)であることを知ったときは、当該貨物の運送に係る契約を解除し、又は契約を締結しないよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第9条 県は、薬物の濫用防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 知事及び公安委員会は、相互に連携し、及び協力して、薬物の濫用防止に関し、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、薬物の濫用防止に関する施策の推進に当たって、国、他の地方公共団体、薬物の濫用防止を目的とする団体等との連携及び協力を図るものとする。

(情報の収集及び提供)

第10条 県は、薬物の濫用から県民の生命と安全を守るため、薬物の危険性に関する情報を収集するとともに、県民に必要な情報を提供するものとする。

(教育及び啓発の推進)

第11条 県は、県民が薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、教育及び啓発に努めるものとする。

(薬物の依存症からの回復及び社会復帰の支援等)

第12条 県は、薬物の濫用によりその依存症となった者(以下「薬物依存者」という。)の治療、薬物の依存症からの回復及び社会復帰を支援するとともに、新たな薬物依存者の発生を防止するため、薬物の依存症の治療に関する専門的知見を有する医療機関、薬物依存者に対する支援団体等との連携を図るものとする。

(知事指定薬物の指定)

第13条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物のうち、県内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ山形県薬事審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 第1項の規定による指定は、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示して行う。

(指定手続の特例)

第14条 知事は、第2条第7号に掲げる薬物の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合であって、緊急を要し、あらかじめ審議会の意見を聴くいとまがないときは、前条第2項の手続を経ないで、同条第1項の規定による指定をすることができる。

2 知事は、第2条第7号に掲げる薬物が、他の地方公共団体の条例に基づき、指定薬物に準ずる手続による科学的知見に基づく検証を経て指定薬物に準ずる規制が行われることとなったときは、当該薬物を前条第2項の手続を経ないで、同条第1項の規定による指定をすることができる。

3 知事は、前2項の場合における前条第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、その旨を審議会に報告するものとする。

(指定の失効)

第15条 第13条第1項の規定による指定は、知事指定薬物が第2条第1号から第6号までに掲げる薬物に指定され、又は該当するに至ったときは、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により第13条第1項の規定による指定が効力を失ったときは、当該知事指定薬物の名称、失効の理由その他必要な事項を告示するものとする。

3 第24条から第28条までの規定は、第1項の規定により第13条第1項の規定による指定が失効する前にした行為についても、これを適用する。

(販売等の禁止)

第16条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、正当な理由により行う場合として規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 知事指定薬物(知事指定薬物を含む物を含む。以下同じ。)を製造し、又は栽培すること。

(2) 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること(県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。)

(3) 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。

(4) 知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること(販売又は授与の目的で所持する場合を除く。)

(5) 医薬品医療機器等法第76条の6の2第1項の規定による禁止をされた物品(以下「広域規制物品」という。)を、同条第2項の規定により当該禁止が解除されるまでの間、所持すること。

(6) 広域規制物品を医薬品医療機器等法第76条の6の2第2項の規定により当該広域規制物品に係る禁止が解除されるまでの間、購入し、若しくは譲り受け、又は使用すること。

(7) 指定薬物、知事指定薬物又は広域規制物品をみだりに使用し、製造し、栽培し、販売し、授与し、又は所持することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

(立入調査等)

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、知事指定薬物又はこれに該当する疑いのある物(以下この項において「知事指定薬物等」という。)を業務上取り扱う場所その他前条各号に掲げる行為に関係ある場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。

2 前項の規定による権限を行使する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の職員は、同項の規定による権限を行使するに際し、必要に応じて警察官に協力を求めることができる。

4 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

(1) 第16条第1号の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者

(2) 第16条第2号の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者(県の区域外における販売又は授与の目的で所持した者を含む。)

(3) 第16条第3号の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者

(4) 第16条第4号の規定に違反して知事指定薬物を所持し、購入し、若しくは譲り受け、又は使用した者(販売又は授与の目的で所持した者を除く。)

(5) 第16条第5号の規定に違反して広域規制物品を所持した者

(6) 第16条第6号の規定に違反して広域規制物品を購入し、若しくは譲り受け、又は使用した者

(7) 第 16 条第 7 号の規定に違反して場所を提供し、又はあっせんした者

2 知事は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項各号のいずれかに該当したときは、行為者に警告を発するほか、その法人又は人に対しても、同項の規定による警告を発することができる。

3 第 1 項の規定による警告は、規則で定める様式による警告書を交付して行うものとする。

4 公安委員会は、警察職員が第 16 条第 5 号から第 7 号までに掲げる行為をした者を発見したときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に通知することができる。

(措置命令)

第 19 条 知事は、前条第 1 項の規定による警告（同項第 5 号及び第 7 号に掲げる者に対する警告を除く。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け若しくは使用若しくは広域規制物品の購入、譲受け若しくは使用の中止（次項において「知事指定薬物等の製造等の中止」という。）を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項第 1 号から第 4 号まで又は第 6 号のいずれかに該当する者に対し、同項の規定による警告を発することなく、知事指定薬物等の製造等の中止を命じ、又は知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(1) 薬物の濫用から県民の健康及び安全を守るため緊急を要する場合で、前条第 1 項の規定による警告を発するいとまがないとき。

(2) 前条第 1 項第 1 号から第 4 号まで又は第 6 号のいずれかに該当する者が、過去に同項の規定による警告（同項第 5 号及び第 7 号に掲げる者に対する警告を除く。）を受けたことがあるとき。

(緊急時の勧告)

第 20 条 知事は、第 2 条第 7 号に掲げる薬物を含有すると疑われる物品の濫用により県民の健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該物品を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、広告し、購入し、譲り受け、使用し、又は当該物品の使用等の場所を提供し、若しくはあっせんし、若しくは当該物品の運送を行う者に対し、当該行為を中止し、又は当該物品を廃棄し、若しくは回収することその他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行った場合で、必要と認めるときは、県民に当該勧告に係る物品に関する情報を提供するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による勧告を行ったときは、その旨を審議会に報告するものとする。

(公安委員会の要請)

第 21 条 公安委員会は、第 2 条第 7 号に掲げる薬物に関し、公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、知事に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

(通報義務)

第 22 条 何人も、家族、知人その他の者についての薬物違法行為に関する情報を入手したときは、速やかに県又は関係機関に通報するものとする。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 24 条 第 19 条の規定による命令（第 18 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係るものに限る。）に違反した者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 16 条の規定（同条第 1 号又は第 2 号の規定に係るものに限る。）に違反した者

(2) 第 19 条の規定による命令（第 18 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係るものに限る。）に違反した者

第 26 条 第 16 条の規定（同条第 3 号又は第 4 号の規定に係るものに限る。）に違反した者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 27 条 第 17 条第 1 項の規定による立入り、調査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20 万円以下の罰金に処する。

第 28 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 24 条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 29 条 第 19 条の規定による命令（第 18 条第 1 項第 6 号に係るものに限る。）に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。